

「平成29年度(平成28年度繰越)富岡町の対策地域内廃棄物(コンクリートがら等)処分等業務(単価契約)」の質問回答書

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	仕様書	2	4. (1) ③	確認の結果、4.(3)によりコンクリートがら等の処分を行う処理施設において本業務以外に通常引取りを行っているコンクリートがら等の放射能濃度又は放射線量と同等又はそれ以下とは認められないコンクリートがら等があった場合は、環境省担当官に速やかに報告すること。とありますが、運搬・計上等の処理はどのようになりますでしょうか。	積込みを行う際の放射能濃度又は放射線量の測定の結果、通常引取りを行っている放射能濃度又は放射線量と同等又はそれ以下とは認められないものがあった場合は、積込・運搬することなく環境省担当官に速やかに報告願います。その後の対処については協議いたします。
2	仕様書	2	4. (3) ④	処理施設へコンクリートがら等を搬入した後、処分を実施するまでの間にコンクリートがら等を一時的に保管する場合は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び廃棄物関係ガイドラインに従って、空間線量率の測定(7日に1回。保管を行う場所の敷地境界4点及び敷地中心付近1点の計5点。)、地下水中の放射性物質濃度の測定(1月に1回。保管場所周縁の1箇所。)等の必要な措置を講じること。とありますが、コンクリートがら等を一時的に保管しない場合は、地下水中の放射性物質濃度の測定は実施しなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。	ご推察のとおり、処理施設へ搬入後、速やかに処理され再生された場合は、地下水中の放射性物質濃度の測定については必要ありません。